

日時：令和2年4月27日14時～
場所：本庁舎3階302A会議室

三田市長記者会見次第

1 新型コロナウイルス感染症緊急対策

(1) 市長メッセージ

【資料】

- ・市長メッセージ（緊急対策）「共に、三田の地域産業、市民生活を守り抜こう」 P1

(2) 4月補正予算について

【資料】

- ①令和2年度4月補正予算（市長専決）について 【財政課】 P2～4
- ②がんばる事業者応援プロジェクト 【産業政策課】 P5～6
- ③三田市小規模事業者応援助成金 【産業政策課】 P7～8
- ④三田市ひとり親世帯への臨時特別給付金の支給について 【子ども家庭課】 P9

(3) 体制整備について

【資料】

- ①新型コロナウイルス感染症緊急対策にかかる体制整備 【人事課】 P10
- ②生活関連・緊急サポートセンターの設置について 【共生社会推進室】 P11～12

2 その他の取り組み

【資料】

- ①大型連休に伴う公園パトロールの実施について 【公園みどり課】 P13
- ②消防団による新型コロナウイルス感染防止広報の実施について 【消防本部総務課】 P14
- ③医療機関等における不足物資の提供協力のお願について 【危機管理課】 P15～16

市長メッセージ(緊急対策)

「共に、三田の地域産業、市民生活を守り抜こう」

4月15日に、「自分を守り、人を守り、そして三田を守る」を基本理念とする「三田市非常事態宣言」を発し、市民の皆さんには「外出の自粛」を強く要請したところです。また、市内の事業者の皆さんには、兵庫県の緊急事態措置にある「休業要請への協力」について、ご理解を求めてきたところです。多くの市民の皆さんには、強いストレスに耐えご不便をおかけしていること、また、多くの事業者の皆さんには、休業や営業短縮に努めていただいていることに深く感謝申し上げますとともに、大変ご苦勞されていることに心を痛めております。

この度、三田市独自の緊急対策を発表させていただきました。1点目に小中学校等再開に係る衛生備品等整備などの「感染拡大防止対策」、2点目に市単独の小規模事業者応援助成金などの「地域産業への支援」、3点目にDVなど生活支援総合相談窓口の設置などの「市民生活への支援」の3つの柱で対策を行ってまいります。この緊急対策は、国や県の経済対策等と連携を図りながら、事業者の皆さんの経営及び従業員の方々の雇用を守るための財政・金融支援を行うとともに、長期間の外出自粛に伴うストレス等による高いリスクを抱えておられるご家庭への相談等の生活支援を行ってまいります。

今回の緊急対策は当面の措置であり、今後の感染状況等を十分に把握し、市議会とも協議を重ねながら、さらなる効果的な対策を推進していきます。市民の皆さんには、引き続き「人の接触」を極力回避するという厳しい日常生活をお願いすることになりますが、一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息を目指しながら、共に、市民生活、三田の地域産業を守り抜きたいと思っております。ご理解ご協力をお願い申し上げます。

令和2年4月27日 三田市長 森 哲男

新型コロナウイルス感染症対策のための 令和2年度4月補正予算(市長専決)について

【記者発表資料】
令和2年4月27日
経営管理部財務室財政課(櫻井)
電話 559-5018(内線2130)

4月15日に発出した新型コロナウイルス感染症にかかる三田市非常事態宣言を踏まえ、市民を守り、地域を守るための緊急対策として、4月27日付け専決処分により令和2年度4月補正予算を編成します。

1 基本方針

(1) 感染拡大防止対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、早期に収束させるため、小学校や社会福祉施設などにおける衛生資材等を追加配備

(2) 地域産業への支援

兵庫県への緊急事態宣言発令に伴う休業要請等や経済活動の後退により大きな影響を受けている地域産業に対して、本市の特性を踏まえた独自の支援策を実施

(3) 市民生活への支援

外出自粛や休業・休校園等の継続を受け、就業や収入への影響、家庭生活で生じる様々な課題等に対応するため、総合窓口の設置や心のケアなど生活支援体制を充実

2 補正内容

補正額 263,321 千円 うち 一般会計補正予算(第1号) 262,821
国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) 500

(千円)

項目	補正額	所管課
I 感染拡大防止対策	29,383	
①新型コロナウイルス感染症対策衛生用品購入費 市独自 感染拡大に備えたマスク、消毒用アルコール等衛生用品の備蓄について、市の業務継続及び民間の医療機関・福祉施設等での緊急支援を含めた数量を確保する。 ・マスク270,000枚、消毒液3,150リットル(約7カ月分を想定)	6,100	危機管理課
②学校再開に係る衛生用品購入費 小・中・特別支援学校の再開以降の児童・生徒の感染症対策を強化するため、衛生用品等を購入する。 ・消毒液13,380リットル、非接触型体温計160本(全クラス数の1/2相当) ・マスク100,000枚(予備用)	20,000	教育総務課
③新型コロナウイルス感染症拡大防止支援事業補助金 介護施設などにおいて感染拡大が疑われる場合の消毒、洗浄費用を補助及び高齢者等に対する予防啓発広報等の実施経費 ・補助対象数:介護施設等 80カ所	3,283	介護保険課
II 地域産業への支援	202,552	
①がんばる事業者応援プロジェクト 市独自 市内事業者が行う、事業継続や雇用維持に向けたまちに元気を呼び起こす取り組みを支援する。 ・飲食店等のプレミアム付き食券の販売支援 ・テイクアウトが可能な店舗情報の発信 ・飲食店と家庭をつなぐ「おべんとうマルシェ」に対する支援 等	5,000	産業政策課
②市融資制度(中小企業等長期融資)の拡充 市独自 市融資制度を利用しやすくすることで市内事業者の経営を支援する。 ・信用保証料負担 市1/2 → 全額市負担 ・貸付期間 7年以内(据置6カ月) → 10年以内(据置1年) ⇒ 新規100件を想定(実績平均は25件) ・保証料市負担分 34,000千円増 ・預託金についても合わせて増額 ・預託金見込み額 30,000千円増	64,000	産業政策課

項 目	補正額	所管課
③休業要請事業者経営継続支援事業 兵庫県の経営継続支援金事業について協調実施する。(中小100万円、個人50万円等) ・休業要請等に応じた、前年同月比50%以上売上減少の法人・事業主等が対象 ・市負担割合 1/3相当 ※参考事業所数1,545	31,971	産業政策課
④三田市小規模事業者応援助成金 市独自 国や県の給付金等の対象とならない事業者に対して、市独自の助成金を支給する。 ・1事業者当たり 一律10万円 ・前年同月比20%以上50%未満売上減少の小規模事業者が対象	100,000	産業政策課
⑤市内事業所緊急経済動向アンケート実施費 市独自 多くの事業者が売上減少や資金繰りの悪化に陥っており、市内全事業所に対し、新型コロナウイルス感染症による影響等についてアンケート調査を行うことで経営状況を把握する。 ・市内3,048事業所へ郵送 内容:「業況」「今後の見通し」等	1,581	産業政策課
Ⅲ 市民生活への支援	31,386	
①三田市ひとり親世帯臨時特別給付金 市独自 学校園の臨時休業や事業所の休業等により、特に就業環境の変化に影響を受けやすいひとり親家庭等に対して、市独自の緊急的な支援を行う。 ・1世帯当たり 5万円 対象見込数 540世帯 (5月末支給予定)	27,038	子ども家庭課
②乳幼児健診及び事後指導実施費 市独自 延期中の「4カ月児健康診査」(集団健診)にかわり、身近な医院での個別健診を実施する。 ・3月～6月末までの受診対象者分 約200人、市内医療機関で実施 ・実施内容: 問診、身体計測、医師による診察、保健指導	1,228	すくすく子育て課
③生活関連・緊急サポートセンター設置費 市独自 外出自粛等により、心身や経済的な負担が大きくなっている人に対して相談窓口を設置し、各種支援制度の案内や相談に対応する。 場所 市役所本庁舎4階 <u>「緊急サポート・生活相談ダイヤル」</u> の開設、生活状況の把握や緊急訪問支援 等	100	生活支援課
④住居確保給付金支給事業 休業等により収入が減少し、住居を失うおそれが生じている人に対して、家賃相当分の給付金を支給する。(収入・資産要件等あり) ・3人世帯の場合 月額42,000円 期間原則3カ月 申請想定20件分増	2,520	生活支援課
⑤傷病手当金支給【国民健康保険事業特別会計】 国民健康保険加入の被用者で、新型コロナウイルスに感染した等の理由により仕事を休み、給与等を受けられなかった人への手当金の支給 ・支給額: 就労できなくなった日から4日目以降の給与等に相当する額の2/3	500	国保医療課

3 財源の活用

対策には十分な規模が求められるため、財源には補助事業等に伴う国県支出金、新たに創設される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充て、将来の財政負担についても配慮することとします。なお市負担を要する場合には、一時的に基金を取り崩して対応します。

※臨時交付金は、国予算成立・交付決定後に組み替え補正を想定しており、4月専決では一旦、財政調整基金を財源としています。

(→国県支出金15,673 交付金207,018 市基金40,630)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	207,018 千円
生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(3/4)	1,890 千円
介護施設等感染拡大防止対策費補助金(10/10)	3,283 千円
学校保健特別対策事業費補助金(1/2)	10,000 千円
県特別調整交付金(10/10 国保傷病手当分)	500 千円
財政調整基金取り崩し	40,630 千円

4 今後の対応(予定)

今回の専決補正による対応は、令和2年度における本市緊急対策の第1弾として位置づけるものです。国においては現在、家計への支援を行うための特別定額給付金をはじめ令和2年度補正予算案が審議中であることから、その成立を待って所要の予算措置、執行を行うなど、市議会にも十分な協議調整を図った上で第2弾以降の対策についても適時・的確な実施に努めてまいります。

実施を想定する項目 ※検討中を含む

【5月以降対応(国補正関連)】

(千円)

項 目	概 要	想定規模
子育て世帯臨時特別給付金	児童手当対象者への1万円支給	145,840
特別定額給付金(仮称)	家計支援1人当たり10万円支給	11,396,300

【6月以降、定例市会への議案上程等】

(千円)

項 目	概 要	想定規模
テレワーク体制の拡充	職員の在宅勤務長期化等に対応	検討中
市緊急雇用対応経費	解雇等就業への影響に対する支援	検討中
日中一時支援事業所等の受入体制の強化	事業所負担増に伴う経費の補助	検討中

別添資料

- がんばる事業者応援プロジェクト について
- 三田市小規模事業者応援助成金 について
- 三田市ひとり親世帯への臨時特別給付金 について

がんばる事業者応援プロジェクト

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの市内事業者が売上減少や資金繰りの悪化に陥っており、そのため、事業継続や雇用維持に向けた対策として、三田市商工会と連携しながら、まさに元気を呼び起こす取組みを支援します。

【事業費】

5,000 千円（三田市商工会への事業補助）

※下記の4事業に対するチケット・チラシ印刷など広報宣伝費用、利用店舗へのプレミアム助成（(2)の事業）など

(1) 買って応援～テイクアウトプロジェクト

【事業概要】

飲食店と家庭をつなぐ取組みとして、テイクアウトメニューの提供可能な店舗に関する情報を発信し、市民に利用しやすくすることで、市内飲食店などの経営の継続と家庭の家事の負担軽減を支援します。

【事業内容】

(ア) 参加店舗数	約 80 店舗 ※順次拡大
(イ) 実 施 日	5月1日（金）～
(ウ) 申 込 方 法	各店舗へ電話予約 ※注文は、2日前・前日・当日受付など店舗により異なります。 ※各店舗にて商品を引き渡します。

(2) ペイフォワ！（支援型先払いプロジェクト）

【事業概要】

テイクアウト・デリバリーが困難な飲食などには、利用者がアプリ等を利用して飲食やサービスメニュー代金を先払いし、事態の収束後に先払いメニューの提供を受けることで、各事業者の経営を支援します。また、店舗への協賛も受け付けるなど、広く市民の皆さんからの応援を事業者へ届けます。

<支援の種類>

①店舗指定券	参加するお店を指定してチケットを購入
②各店共通券	お店を指定せずにチケットを購入
③店舗指定協賛	リターンなしでお店を直接支援
④協賛 スポンサー	支援に対し、社名、ロゴ等のホームページ掲載

【事業内容】

先払いシステム。お客さんが行きたいお店や応援したいお店を選んでチケットを購入、お店側は先に現金を受け取ります。お客さんは収束後に購入したお店に訪れ、チケットで食事が可能となります。

チケット販売に伴う各店舗が負担するプレミア分を市が助成することにより、事業者を支援します。

(ア) 参加店舗数	約 45 店舗
(イ) チケット販売	5月1日（金）～5月22日（金）
(ウ) チケット発送	6月上旬予定
(エ) 使用期限	11月30日（月）※状況を見て変更する可能性があります。

(3) おべんとうマルシェ

【事業概要】

飲食店と家庭をつなぐ取組みとして、昼食を用意することが困難な家庭を応援し、本市の地場産を生かしたお弁当、総菜等を配達するなど、市内飲食店などの経営の継続と家庭の家事の負担軽減を支援します。

(ア) 実施日	4月17日（金）～5月6日（水） ※期間延長の予定
(イ) 販売場所	シェルマン 貝男駐車場（三田町）
(ウ) その他	約 10 店舗が参加

(4) こども弁当

【事業概要】

外出自粛の状況下において、栄養が偏ったり欠食したりする市内の小中学生に対し、販売数が減少している市内の弁当店等がこども弁当を安価で販売することにより、こどもの健康保持と市内弁当店等の経営の継続を支援します。

(ア) 実施日	準備が整い次第実施
(イ) 販売場所	参加する市内の弁当店等の各店舗
(ウ) その他	現在三田市商工会で企画の詳細を調整中

三田市小規模事業者応援助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの市内事業者が売上減少や資金繰りの悪化に陥っており、そのため、売上げが減少した小規模事業者に対して、事業の継続を下支えするため、三田市独自の緊急経済対策として、三田市小規模事業者応援助成金を支給します。

【事業費】

100,000千円 100千円×1,000事業者

《参考》対象事業者の見込み(想定)

20%未満減少	20%～50%減少	50%以上減少	小規模事業者合計
(20%) 400事業者	(50%) <u>1,000事業者</u>	(30%) 600事業者	(100%) 2,000事業者

※小規模事業者とは

業種	従業員数
製造業・その他の業種	20人以下
商業(卸売業・小売業・飲食業)	5人以下
サービス業	5人以下
宿泊業・娯楽業	20人以下

正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、期間の定めなく雇用(雇用契約期間が反復更新を含む)されている者の人数

※「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づく

1 対象者

次のいずれの要件も満たす事業者

- ①三田市において事業実態がある小規模事業者
- ②令和2年4月の売上額が、前年同月と比べ20%以上50%未満減少していること。

※開業1年未満の場合は直近3カ月(1～3月)の平均額と比較

2 支給額

一律10万円(1事業者あたり)

※家賃などの固定費のほか事業全般に広くご利用いただけます。

3 申請方法

同時期に実施する緊急経済動向アンケート調査を活用し、アンケート用紙と合わせて申請書を送付するとともに、制度概要をご案内します。

《緊急経済動向アンケート調査》

市内 3,048 事業所を対象とした調査（回答期限：5月25日（月））で、現在の経営状況や将来の見通し等を把握し、今後の支援施策に役立てます。



申請書に必要事項を記入のうえ、①売上状況がわかる書類、②振込口座が確認できるもの等の必要書類を添えて郵送していただきます。

4 申請期間

令和2年4月27日（月）～6月30日（火）※郵送必着

5 支給時期

申請書類を受け付けた後、審査の結果、不備等がなければ、概ね1週間後に口座に振り込みます。

【 記 者 発 表 資 料 】
令 和 2 年 4 月 2 7 日
子 ども ・ 未 来 部 子 ども 家 庭 課 (上 島)
直 通 5 5 9 - 5 0 7 2 (内 線 2 6 3 0)

令和2年度三田市ひとり親世帯への臨時特別給付金の支給について

新型コロナウイルス感染症の発生による学校園の臨時休業、事業所等の休業に伴い、特に就業環境の変化により影響を受けやすいひとり親家庭への生活を支援するために、緊急的な支援として下記のとおり一時金を支給いたします。

1 支給対象者

本年4月分の児童扶養手当受給者（全部支給停止者を除く。）

※4月中に児童扶養手当を申請し認定を受けた者を含みます。

※支給対象者には、5月上旬に案内文書を郵送します。

2 給付額

1世帯につき5万円を支給（1回限り）

3 給付の方法

5月末日までに児童扶養手当登録銀行口座へ振込

※4月に児童扶養手当を申請した方については、認定状況により給付日が遅れる場合があります。

4 申請の方法

今回の給付を受けるにあたって、**改めて申請は不要とします。**

※給付を希望しない場合は、5月14日（木）までに拒否の申出を受付ます。

5 事業費見込額

27,038千円

（積算内訳） ○給付金 @50千円×対象世帯数540世帯＝ 27,000千円

○事務費（案内文書郵送費） 38千円

※予算措置は、専決処分対応とする。（財源は市の単独事業）

6 問い合わせ及び連絡先

子ども・未来部 子ども未来室 子ども家庭課

TEL 079-559-5072

FAX 079-563-3611

E-mail kodomokatei@city.sanda.lg.jp

新型コロナウイルス感染症緊急対策にかかる体制整備

＜基本方針＞

4月15日に発出した新型コロナウイルス感染症にかかる三田市非常事態宣言を踏まえ、市民を守り、地域を守るための緊急対策を早急に実施するため、各施策にかかる担当職員を配置し推進を図る。

＜具体的な体制整備＞

(1) 特別定額給付金の支給（連絡先：079-559-5096【市民課特別定額給付金担当】）

新型コロナウイルス感染拡大に伴い現金10万円を一律に支給する特別定額給付金事業を迅速に実施するため、担当室長以下、市民課内に特別定額給付金担当を配置する。

- ◆特別定額給付金担当室長1名
- ◆特別定額給付金担当課長1名
- ◆特別定額給付金担当係長1名
- ◆特別定額給付金担当職員1名

(2) 地域産業支援の取組み（連絡先：079-559-5085【産業政策課】）

売り上げが前年より一定以上減少している事業者に対する経営継続支援や市内事業者が行うまちに元気を呼び起こす取組みを支援するための体制整備を行う。

- ◆地域産業支援担当室長の配置
- ◆担当職員を1名増

(3) 生活支援事業（見守り・生活相談）の実施

（連絡先：079-559-5111【生活支援・緊急サポートセンター】）

子どもや高齢者、障害者など緊急的な心のケアや生活支援に関する相談、支援を円滑に推進するため「生活支援・緊急サポートセンター」を設置する。

- ◆生活支援・緊急サポートセンター長（室長級）1名
- ◆生活支援・緊急サポートセンター副センター長（課長級）2名

(4) 新型コロナウイルス感染症対策（連絡先：079-559-6155【健康増進課】）

市内の感染症発症時における緊急対応を含め、感染症に係る相談・支援、感染防止指導等に組織横断的に対応することで市民の安全・安心に対する体制を整備する。

- ◆新型コロナウイルス感染症対策担当課長1名

生活関連・緊急サポートセンターの設置について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態の中、支援事業や制度に関すること、収入面や生活全般に関することなど、多種多様な相談が寄せられている。また、今後は日常生活の大きな変化に起因する新たなトラブルの発生や経済的な心配など、相談内容の複雑化や増加が予測される。

こうした状況に対応するため「生活関連・緊急サポートセンター」を設置し、庁内関係部署（福祉・子ども・学校教育などの各関係課）との連携体制のもと生活支援に関する相談や支援事業の円滑な推進を図る。

- 体制 センター長（室長級） 副センター長（課長級2名）
- 場所 市役所4階（地域福祉課横の相談室）

【生活関連・緊急サポートセンターの取り組み】

1 「緊急サポート・生活相談ダイヤル」の開設

新型コロナウイルス感染症に関連する支援制度や事業の案内、納付等に関すること、専門窓口の紹介など、多様な相談に応じる生活相談ダイヤルを開設する。

- (1) 設置期間 令和2年4月28日（火）から6月30日（火） ※以降は状況により判断
- (2) 受付時間 平日9:00～17:30 ※ただし、5月6日までの期間は毎日開設。
- (3) 電話番号 079-559-5111
- (4) 相談体制 3名
- (5) 設置場所 市役所4階（生活関連・緊急サポートセンター内）

(6) 主な相談内容

- ① 新型コロナウイルス感染症に関連する支援制度や給付金等の案内
- ② 納付等の相談に関すること
市税、国民健康保険税における徴収猶予、国民年金保険料の免除・納付猶予、水道料金、下水道料金の支払いなど
- ③ 生活福祉資金（緊急小口資金、総合支援資金）に係る新型コロナウイルス特例貸付金、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金等に関する相談の案内など
- ④ 専門窓口（心のケア、DV、虐待相談など）の紹介
- ⑤ その他、生活支援に関すること

2 「生活状況の把握と支援事業(緊急訪問)」の実施

外出自粛や休校、在宅勤務等により、日常生活が大きく変化することで、ストレスや不安、イライラの要因となり、突発的なトラブルや虐待等が発生することを防止し、心身のケアを図ることを目的として、高齢者や障害者、子どもなど、様々な対象者の生活状況を把握するとともに、必要な場合は緊急訪問を行うなど状況に応じた支援を実施する。

(1)実施概要(フロー)

① 生活状況の把握(聞き取り調査)

- ・各対象者への電話連絡等により心身の様子や生活状況を聞き取り。
- ・スクリーニングシート等によりケアの必要性やリスク要因を把握。

② スクリーニング

- ・リスク要因について緊急度や重要度を分析し、状況に応じて電話等によるフォローや支援事業(緊急訪問)の実施を決定。

③ 支援事業(緊急訪問)の実施

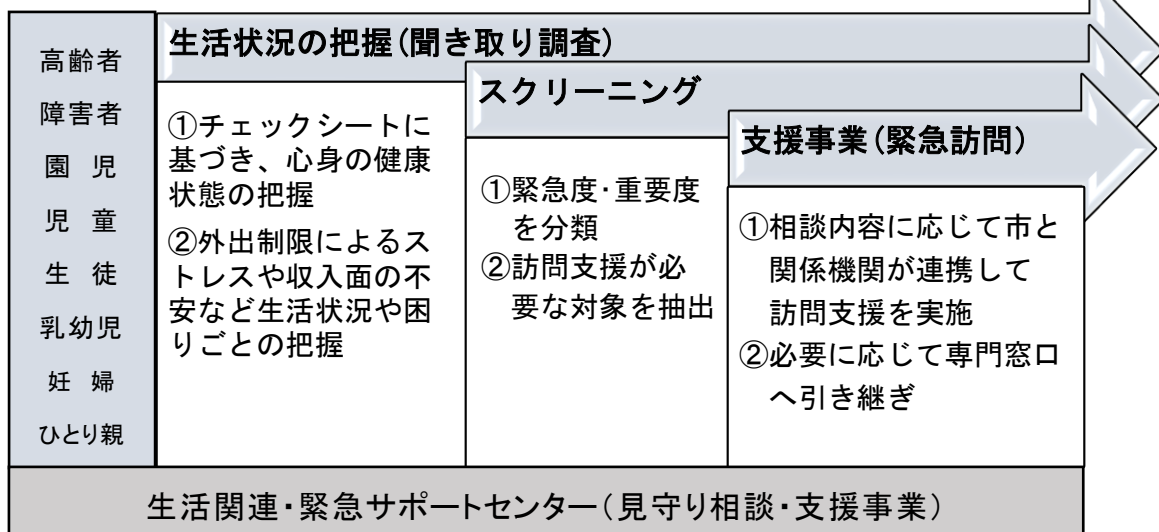
- ・訪問を要する場合は、市及び関係機関が連携して訪問支援を実施。
- ・リスク要因の軽減、解消に努めるとともに、状況に応じて専門窓口へつながりなどきめ細やかな支援を実施。

※園児・児童・生徒については、家庭訪問など学校園ごとの状況に合わせて訪問支援等を実施。

(2)対象

高齢者、障害者、園児・児童・生徒、乳幼児、妊婦、ひとり親 など

(参考) 生活状況の把握と支援事業(緊急訪問)の実施フロー図



消防団による新型コロナウイルス感染防止広報の実施について

三田市非常事態宣言を受け、消防団による新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する広報活動を下記のとおり実施します。

記

1 実施期間

令和2年4月24日(金)～令和2年5月6日(水) 各日約1時間程度
(緊急事態宣言期間中とする)

2 実施方法

消防団車両を使用して、不要不急の外出等を控える広報を録音した音声を使用して実施する。

3 広報要領

- (1) 各分団に配布しているタブレット(IPad)に保存している音声データ(3種類)を音声再生機能で再生する。この時、IPadのスピーカー付近に車載マイクを近づけ音声を拡声する。
- (2) 3種類の音声データを任意に選択し、走行中再生、拡声し続ける。
(以下この手順を繰り返す)

4 感染対策

- (1) 密集防止のため必ず2名で実施する(運転1名、IPad操作1名)
- (2) 走行中は換気のため車窓を全開にする。
- (3) 必ずマスクを着用する。

医療機関等における不足物資の提供協力のお願について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療機関や福祉施設等で使用する、マスク、消毒液、防護具等の不足が生じています。

医療機関、福祉施設等を支援するため、事業者や市民の皆様に物資の提供協力をお願いし、ご提供いただいた物資を活用し、感染拡大防止の取組みを推進していきます。

1 事業者・市民の皆様への提供協力のお願

市内の医療機関や福祉施設等で使用する防護具や消毒液の不足が生じています。以下のような物資をお持ちの事業者・市民の皆様におかれましては、有償・無償にかかわらず、三田市を通じて、医療機関や福祉施設等へのご提供をお願いいたします。

2 必要とする物資

- ・消毒液（手指消毒用アルコール等）
- ・医療用の防護具
(N95 マスク、シールド付きマスク、フェイスシールド、ゴーグル、プラスチックガウン、アイソレーションガウン、プラスチック手袋、ニトリル手袋)
- ・全身を覆うことができる防水機能のついたエプロン
- ・その他医療用のマスク、防護服、ゴーグルに代わる機能を有するもの
(例：DS2 マスク、雨合羽等（ポンチョは不可))

3 お知らせの方法

- ・令和 2 年 4 月 28 日から、市ホームページに物資の提供をお願いするページを作成し、不足している物資を紹介し事業者・市民の皆様からのご協力を呼び掛けます。

4 ご提供いただく方法

(1) ご寄付いただける場合

できるだけ郵送等でお願ひしますが、持ち込みも可能とさせていただきます。

(郵送にかかる送料は寄付をいただく方のご負担でお願いいたします。)

郵送先：〒669-1595 三田市三輪 2-1-1 三田市役所 危機管理課

TEL：079-559-5057 FAX：079-559-1254 (平日 9:00～17:30)

(2) 有償提供の情報をいただける場合

下記のメールアドレスに①～⑥の情報についてご連絡をお願いします。

① 物資の種類 ② メーカー名 品番等 ③ 物資の数量 ④ 価格(単価) ⑤ 連絡先

⑥ その他の有償提供の条件など 連絡先 : kikikanri@city.sanda.lg.jp

5 ご提供いただいた物資の活用

- ・ 寄付を受けた物資については、積極的に医療機関や福祉事業者等の支援に活用します。
- ・ 寄付受付や活用の状況についても、市ホームページでお知らせします。

6 これまでの寄付の状況及び (4月24日現在)

- ・ サージカルマスク 8,000枚 (個人1人6,000枚・事業者1者2,000枚)
- ・ N95 マスク 25枚 (個人1人25枚)
- ・ 消毒液(次亜塩素水) 100ℓ (事業者1者)
- ・ 医療用ガウン 1着 (個人1人)
- ・ 雨合羽 2着 (個人1人)